

自己資本の充実の状況等について＜定性的な開示事項・単体＞

◎ 自己資本調達手段の概要

自己資本は、会員のみなさまからの「出資金」や利益の中から着実に貯えてきた「利益剰余金」などの内部留保により構成されております。自己資本の充実、安全性・健全性を維持するためにもっとも重要な経営課題としております。

◎ 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

「リスク統括規程」に基づいて実施された統合的リスク管理評価と自己資本の状況により、自己資本充実度の評価を実施しております。当金庫の自己資本比率は、国内基準である4%を大きく上回っており、経営の健全性・安全性を十分保っていると評価しております。

将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる総合利益計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策と考えております。

◎ 信用リスクに関する事項

◆リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務内容の悪化などにより、資産（貸出金や有価証券など）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当金庫では、信用リスクが管理すべき最重要のリスクであるとの認識のもと、与信業務の基本的な理念・指針等を明示した「与信に関する基本方針（クレジット・ポリシー）」を制定し、役員に理解と遵守を促すとともに徹底した信用リスク管理を実施しております。

信用リスクの評価につきましては、当金庫では厳格な自己査定を実施しております。また、信用リスクの計量化にも取り組んでいるほか、業種集中リスクや大口集中リスクのモニタリングなど、さまざまな角度から与信ポートフォリオの管理や分析を実施しております。

信用リスク管理の状況については、リスク管理委員会等で協議・検討を行うとともに、定期的に理事会、経営会議に報告する態勢を整備しております。

貸倒引当金は、「自己査定実施要領」及び「償却及び引当事務取扱規程」等に基づいて算出したうえで、その結果については監査法人の監査を受けるなど適正な計上に努めております。

◆標準的手法が適用されるポートフォリオについて

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称は以下のとおりです。

- ・株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ・株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)

なお、当金庫は内部格付手法採用金庫ではありません。

◎ 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクの削減手法とは、信用リスクを削減するための措置のことで、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが

該当します。

当金庫では資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質などさまざまな角度から与信の可否を判断しております。こうしたなか、担保や保証による保全是補完的なものと位置付け、担保や保証に過度に依存しない融資に取り組んでおります。ただし、与信判断の結果、担保や保証が必要な場合には、お客さまに十分に説明し、ご理解をいただいたうえで、ご契約するなど適切な取扱いに努めております。

信用リスク削減手法として、当金庫が扱う担保には預金積金があり、担保に関する手続きについては「融資事務取扱要領」等により、適切に行われております。保証には、適格格付機関が付与している格付により信用度を判定する一般社団法人しんきん保証基金があります。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において預金相殺等を行う場合がありますが、その際には当金庫が定める規程等により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に用いる担保、保証については、特定の業種等に偏ることなく分散されております。

◎ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、お客さまの外国為替等に係るリスクヘッジにお応えすることなどを目的に派生商品取引を取扱っております。具体的な派生商品取引は、通貨関連取引としてクーポンスワップ取引、先物外国為替取引があります。

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるような形で管理し、信用リスクについては、総与信取引における保全枠との一体的な管理を実施し、適切な保全措置を講じております。

また、長期決済期間取引は該当ありません。

◎ 証券化エクスポージャーに関する事項

◆リスク管理の方針及びリスク特性の概要

当金庫は、証券化商品への投資を行っております。保有する証券化エクスポージャーに係るリスクについては、市場動向や時価評価、適格格付機関が付与する格付情報などにより把握し、適切な管理に努めております。

◆自己資本比率告示第二百四十八条第一項第一号から

第四号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

当金庫は、証券化取引における格付けの利用に関する基準を定め、投資時点におけるデュー・デリジェンスやモニタリングに必要な各種情報は投資期間を通じて継続的または適時入手し、検証する体制を整備しております。

自己資本の充実の状況等について＜定性的な開示事項・単体＞

◆信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当金庫は、信用リスク削減手法として証券化取引を用いておりません。

◆証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の

算出に使用する方式の名称

当金庫は、標準的手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出しております。

◆証券化取引に関する会計方針

会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

◆証券化エクスポージャーの種類ごとの

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称は以下のとおりです。

- ・株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ・株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)

なお、当金庫は証券化目的導管体を用いた第三者の資産に係る証券化取引は行っておりません。また、当金庫の子法人等（連結子法人等を除く）及び関連法人等は、当金庫が行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しておりません。

定量的な情報に重要な変更は生じておりません。

◎CVAリスクに関する事項

◆CVAリスク相当額の算出に使用する手法の名称

及び各手法により算定される対象取引の概要

当金庫は、簡便法によりCVAリスク相当額を算出しております。簡便法により算定される対象取引は先物外国為替取引が該当します。

◆CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要

CVAリスクとは、デリバティブ取引において、取引相手の信用力が変化した場合に、その取引の評価額に影響を与えるリスクのことです。

当金庫では、定期的な財務内容の精査や担保徴求等により、取引先のデフォルトによる損失が発生するリスクの管理を適切に実施しています。

◎オペレーショナル・リスクに関する事項

◆リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動、コンピュータシステムが不適切であること、もしくは外部的要因により、金融機関が損失を被るリスクのことです。当金庫では、「オペレーショナル・リスク規程」を踏まえ、オペレーショナル・リスク管理に係る組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、定期的に収集したデータ等の分析・評価を行っております。その上で、各種のオペレーショナル・リスクについて、その影響と削減コスト等とのバランスを考慮しつつ、削減に努めて

おります。

オペレーショナル・リスクのうち、事務リスクの管理については、本部・営業店が一体となり、厳正な「事務取扱要領」「手順書」等の整備、その遵守を心がけることはもちろんのこと、日常の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証などに取り組み、事務品質の向上に努めております。

システムリスク管理については、「システムリスク規程」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査、さらにはシステム監査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、管理態勢の強化に努めております。

このほか、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクについては、それぞれの管理規程等に基づき、適切なリスク管理に努めております。

オペレーショナル・リスクの状況については、リスク管理委員会、オペレーショナル・リスク検討部会等にて、定期的に協議・検討を行うとともに、必要に応じて理事会、経営会議に報告する態勢を整備しております。

◆BI(事業規模指標)の算出方法

当金庫は、標準的計測手法によりBIを算出しております。なお、BIの算出から除外した事業部門はありません。

◆ILM(内部損失乗数)の算出方法

当金庫は、BIの額が千億円以下であり、かつ自己資本比率告示第三百十条第一号に定める基準を満たしていないため、ILMの値に一を用いる方法を採用しております。このため、ILMの算出から除外した特殊損失はありません。

◎出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

出資等又は株式等エクスポージャーには、上場株式、非上場株式、子会社株式等、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンドまたは投資事業組合への出資金が該当します。これらについては、当金庫が定める「資金市場運用規程」及び「資金市場運用管理要領」に基づいた適正な運用管理を行っております。

また、リスクの認識については、時価評価及びVaR（バリュー・アット・リスク）によるリスク量の計測により最大予想損失額を把握するとともに、「市場リスク規程」により定めたポジション枠、損失限度枠の遵守状況のモニタリングを実施し、その状況について、適宜、資金市場運用検討会や経営会議へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める有価証券に関する各種会計処理基準及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

◎金利リスクに関する事項

◆リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは金利変動に伴い、資産・負債の価値や資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのこと

自己資本の充実の状況等について＜定性的な開示事項・単体＞

です。当金庫では、金利リスクを日々モニタリングすることにより管理しております。また、金利リスクのうち、銀行勘定の金利リスク（以下、IRRBB）については、毎月末を基準に月次で計測しております。

金利リスクの計測を定期的に行い、ALM委員会やリスク管理委員会で協議・検討したうえで、理事会、経営会議に報告しております。

◆金利リスクの算定手法の概要

(1) 開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE(※1)及び Δ NI(※2)並びに金庫がこれらに追加して自ら開示する金利リスクの事項

※1. IRRBBのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるもの。

※2. IRRBBのうち、金利ショックに対する算出基準日から12カ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるもの。

①流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は4.898年です。

②流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は10年です。

③流動性預金への満期の割り当て方法及びその前提

普通預金等満期のない流動性預金については、内部モデルを使用して預金残高推移を統計的に解析し、将来の預金残高推移を保守的に推計することで実質的な満期を計測しております。

推計に当たっては、過去の金利変動時の預金残高の変化と景気指標との関係性、市場金利に対する預金金利の追随率に基づく影響を考慮しております。推計値については定期的にバックテストを実施するなど、モデルの検証等は十分に行っております。

④固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提

固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

⑤複数の通貨の集計方法及びその前提

円建て以外の通貨の資産および負債のうち、資産または負債の5%未満であり、かつ重要性が乏しいと判断したものは計測対象外としております。ただし、投資信託を通じて外貨建て資産への運用を行っているものは、運用通貨に応じた金利リスクを円建てのリスク量に含めており、異通貨間の分散効果や相殺効果は考慮しておりません。

⑥スプレッドに関する前提

有価証券に関する金利リスクの算定の前提となるキャッシュ・フロー作成時の金利や割引金利には、一般的なマーケット・クレジット・スプレッド等のスプレッドが含まれておりますが、スプレッドの変動は含まれておりません。有価証券以外に関する金利リスク算定には、スプレッドを含めておりません。

⑦内部モデルの使用等、 Δ EVE及び Δ NIに重大な影響を及ぼすその他の前提

当金庫では、コア預金の算出に内部モデルを使用しております。コア預金については、過去の実績データを用いて推計しているため、実績値が大きく変動した場合、 Δ EVE及び Δ NIに重大な影響を及ぼす可能性があります。

⑧前事業年度末の開示からの変動に関する説明

金利リスクのうち、 Δ EVEは下方パラレルシフトにおいて最大となっております。また、 Δ NIは下方パラレルシフトにおいて最大となっております。

⑨計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

計測した Δ EVEに対し、当金庫は十分な自己資本を確保しており、問題ない水準であると認識しております。

(2) 自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NI以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

①金利ショックに関する説明

市場リスク量の統一的な尺度としてVaRを採用しております。

②金利リスク計測の前提及びその意味(特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NIと大きく異なる点)

VaRについては観測期間を5年、保有期間を1年、信頼区間を99%とし、分散共分散法で計測しております。これは、過去5年間の市場変動データに基づき推定した、将来の一定期間のうちに1%の確率で発生する現在価値の最大減少額を表しております。